

議案第23号

守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例案

守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立認定こども園条例及び守口市附属機関条例の一部を改正する条例

(守口市立認定こども園条例の一部改正)

第1条 守口市立認定こども園条例（平成27年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
(設置) 第1条 略 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>守口市立外島認定こども園</u></td><td><u>守口市外島町2番48号</u></td></tr><tr><td>守口市立にじいろ認定こども園</td><td>略</td></tr></tbody></table> 2 略  以下 略	名称	位置	<u>守口市立外島認定こども園</u>	<u>守口市外島町2番48号</u>	守口市立にじいろ認定こども園	略	(設置) 第1条 略 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>守口市立にじいろ認定こども園</td><td>略</td></tr></tbody></table> 2 略  以下 略	名称	位置	守口市立にじいろ認定こども園	略
名称	位置										
<u>守口市立外島認定こども園</u>	<u>守口市外島町2番48号</u>										
守口市立にじいろ認定こども園	略										
名称	位置										
守口市立にじいろ認定こども園	略										

(守口市附属機関条例の一部改正)

第2条 守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 略  (設置) 第2条 略	第1条 略  (設置) 第2条 略

(1) 略

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
略				
<u>守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会</u>	<u>守口市立保育所の民間移管に伴って行う保育所運営者及び認定こども園運営者の選考の基準の策定及び選考に係る審査に関する事務</u>	略		
略				

(2) 略

以下 略

(1) 略

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
略				
<u>守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会</u>	<u>守口市立認定こども園の民間移管に伴って行う認定こども園運営者の選考の基準の策定及び選考に係る審査に関する事務</u>	略		
略				

(2) 略

以下 略

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。